

「おおいた子育て応援パスポート事業」実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「子育て満足度日本一」の実現を目指し、子どもや子育て家庭を社会全体で支える機運の醸成を図ることを目的とする「おおいた子育て応援パスポート事業」（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「子育て家庭等」とは、第2項各号又は第3項各号のいずれかの家庭をいう。

2 この要綱において「一般」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

(1) 18歳に達した後最初の3月31日を迎えるまでの子ども（以下「18歳未満等の子ども」という。）がいる家庭

(2) 妊娠中の者がいる家庭

3 この要綱において「プレミアム（多子世帯）」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

(1) 住民票の同一世帯に18歳未満等の子どもが3人以上いる家庭

(2) 住民票の同一世帯ではないが、扶養している子どもを含めて、18歳未満等の子どもが3人以上いる家庭

(3) 妊娠中の子どもを含めて、18歳未満等の子どもが3人以上となる家庭

4 この要綱において「子育て応援店」とは、子育て家庭等に対し、サービスを提供する店舗又は施設（以下「店舗等」という。）として登録したものをいう。

5 この要綱において「サービス」とは、「一般」又は「プレミアム（多子世帯）」を対象とした次に掲げるサービスをいう。

(1) 優待や割引、特典等

(例) ・料金の割引、無料サービス

・ポイント加算、クーポン券・サービス券提供、利率優遇

・商品・景品提供

(2) フレンドリー・メニュー（乳幼児連れの外出支援・応援サービス）

(例) ・ミルクのお湯の提供

・トイレにベビーキープ設置

・おむつ替えスペースや授乳スペースの確保

・ベビーカー入店可能

(3) その他、子ども・子育て家庭を応援する各種優待サービス

6 この要綱において「おおいた子育て応援パスポートサイト」とは、大分県

(以下「県」という。)が運営する利用者登録及び子育て応援店登録等のためのホームページをいう。

- 7 この要綱において「おおいた子育て応援パスポート」とは、県が運営する利用者登録の証として発行するもので、子育て応援店に提示することにより、各子育て応援店が提供する子どもや子育て応援のためのサービスを受けることができるものをいう。

(事業の実施)

第3条 事業は県が主体となり、関係機関と協働して実施するものとする。

2 県は、次の事務を行う。

- (1) 子育て応援店の募集
- (2) 子育て応援店の登録及び更新
- (3) 協賛ステッカー等の交付
- (4) 子育て家庭等への事業の広報
- (5) 子育て応援店のサービスの広報

(子育て応援店の取組)

第4条 子育て応援店は、子育て家庭等に対し、可能な範囲で独自に設定したサービスを提供するものとする。

2 サービスの提供に関する経費は、子育て応援店が負担するものとする。

(子育て応援店の登録)

第5条 子育て応援店として登録を受けようとする者は、おおいた子育て応援パスポートサイトにより申込みを行う。

2 県は、申込内容が適当であると認めたときは、子育て応援店として登録する。

3 県は、申込者に対し登録の適否を通知するとともに、登録した時は協賛ステッカー等を交付する。

(子育て応援店の登録内容の変更・中止)

第6条 子育て応援店は、申込内容を変更しようとする場合又はサービスを中止しようとする場合は、おおいた子育て応援パスポートサイトにより届け出るものとする。

(子育て応援店の登録の取消)

第7条 県は、子育て応援店の申込内容に虚偽があるなど、子育て応援店として不適当と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(利用登録の手続き)

第8条 利用登録を希望する者は、おおいた子育て応援パスポートサイトにより登録申込みを行う。

2 県は、前項に定める申込みを受け、おおいた子育て応援パスポートサイトによる送信によりおおいた子育て応援パスポートを交付する。

(サービスの利用)

第9条 子育て家庭等が子育て応援店においてサービスを利用しようとする場合は、おおいた子育て応援パスポートを提示するか又はサービスを利用したい旨申し出るものとする。

(子育て家庭等の確認)

第10条 子育て応援店は、前条の申し出によりサービスを提供する場合は、おおいた子育て応援パスポートにより、子育て家庭等の確認をするものとする。ただし、おおいた子育て応援パスポートの提示がない場合は、次に掲げる方法により、子育て家庭等の確認をするものとする。

- (1) 利用者が子ども連れ又は妊娠中の者であることを原則目視により確認する。
- (2) 利用者が子ども連れでない場合又は妊娠中の者であると確認できない場合は、保険証、母子健康手帳等の提示を求められることができる。
- (3) その他、子育て応援店において、子育て家庭等に過度の負担をかけない独自の方法で確認することができる。

(協賛ステッカーの取扱)

第11条 子育て応援店は、協賛ステッカーを店舗入口や会計窓口など利用者の目に付きやすい場所に掲示する。

2 子育て応援店は、サービスを中止した場合、協賛ステッカーの掲示をしてはならない。

(子育て支援パスポート事業の全国共通展開の参加)

第12条 県は、事業の目的を達成するため、子育て支援パスポート事業の全国共通展開（以下「全国共通展開」という。）に参画し、本事業と同趣旨で実施され、全国共通展開に参加する各都道府県の事業と連携を図り、広域的なサービス利用を促進する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。